

電気自動車等の整備業務における特別教育講習のご案内

<会員限定>

[旧低圧電気取り扱い業務に関する特別教育と同じです。]

ハイブリッド車、電気自動車等の対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務を行う場合は、労働安全衛生法の規定により「安全衛生特別教育」の受講が義務付けされております。この講習では、低圧の電気装置・安全作業用具に関する基礎知識と自動車の整備作業の方法について学びます。講習修了後には、簡単なテストを行い修了者には労働安全衛生法で定める「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」の修了証書を発行致します。

1. 日時、会場

日 時	支部	会 場
10月20日（火）9:30～17:30	南予	南予支部研修センター
10月21日（水）9:30～17:30	西予	西予支部研修センター
10月22日（木）9:30～17:30	今治	今治市越智郡自動車整備事業協同組合
10月26日（月）9:30～17:30	東予	東予自動車会館
10月28日（水）9:30～17:30	中予	愛媛県自動車整備技能センター

2. 募集定員 各会場30名（定員になりしだい締め切らせていただきます。）

※ 募集人数が5名に満たない場合は、他の支部と合同開催となります。

3. 受講料 2,200円（税込）

4. 資料代 1,650円（税込）

[日整連発行 電気自動車等の整備業務における特別教育用テキスト]

5. 講 師 振興会職員

6. 申込方法及び締切日

受講希望の方は「**受講申込書**」に必要事項を記入のうえ、**10月9日（金）までに**振興会教育課へ申込みください。（FAX 089-956-2188）

低圧電気取り扱い業務に関する特別教育 受講申込書			
認証番号	70-	受講支部名	
事業場名			
ふりがな		生年月日	
受講者氏名			

・受講申込書記載内容に基づき、修了証を作成しますので、正確に記入してください。